

市民活動団体登録（任意団体）の規約・会則について

任意団体の規約・会則は、特にこれ、という形式はありません。法人の場合は「定款」として法律上記載しなければならない内容が規定されていますが、任意団体の場合は、その団体の活動内容に合わせて自由につくることができます。

形式的な団体の規則を定めるものとしてだけではなく、自分たちの団体の目的や活動内容を明文化することによって、会員が共通認識を持ち、円滑に活動をすすめていくうえで、とても大切な役割を持つものになります。

そして、一般的に規約・会則は団体がどんな団体であるかを公に示すものでもあります。

そのため松戸市市民活動団体登録では、団体の名称、主たる事務所の所在地、団体の目的、活動内容、会員についての規定、総会についての規定は、最低限記載してください。

規約・会則は何もない状態から作ろうとすると大変な作業ですが、下例を参考にして、団体の特徴を活かした個性的な規約・会則を作ってみてください。

参考例

会 会 則

（名称） **必須事項！**

第1条 本会は、 会と称する。

（事務所） **必須事項！「会長宅とする」等でもかまいません。**

第2条 本会の事務所は、松戸市 に置く。

（目的） **必須事項！設立年月日も記載しておくといいでしょう。**

使命（何を達成するための組織なのか）を明確に記述することによって団体の存在意識を示す重要な部分です。

第3条 本会は、 に関する活動（事業）を行うことにより、 することを目的とし、 年 月 日設立する。

（活動・事業の種類） **必須事項！団体の目的に沿った本来の活動内容を記載します。使命をもとに、何の活動をしているのかわかるようにします。**

第4条 本会は、前条の目的を達成するために 活動を行い次の事業を実施する。

- (1)
- (2)
- (3) その他、目的の達成に必要な活動

（会員） **必須事項！**

第5条 本会の会員は、次の 種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。
- (3) 会員は、・・・

（入会） **必須事項！**

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、 の承認を得るものとする。

（会費） **金額については「総会において別に定める」等の記載でもかまいません。**

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 円
- (2) 賛助会員 円

（退会） **「任意」に退会できることが必要です。**

第8条 会員は、退会届を に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき。
- (2) 会費を 年以上納入しないとき。

(役員) **役員名称はこの例に限りません。**

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長

(3) 監査役 **監査役は会員から選び、他の役員の兼任はできません。**

- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員の任期は、 年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- 第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
 - 3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、 の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会) **必須事項！総会で議決すべき規定も定めておくといいでしょう。**

第12条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(議事録)

第13条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第14条 役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第15条 会長は、毎事業年度終了後 月 日以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、 月 日に始まり、翌年 月 日までとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第19条 この会則は、総会において、出席者の 分の 以上の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、 年 月 日から施行する。